市場の支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定

(2023 年 3 月 10 日国家市場監督管理総局令第 66 号 2023 年 4 月 15 日施行)

第1条 市場の支配的地位の濫用行為の予防と制止をするため、「中華人民共和国独占禁止法(中华人民共和国反垄断法)」(以下、独占禁止法と略称)に基づき、本規定を制定する。

第2条 国家市場監督管理総局(以下、市場監督管理総局と略称)は、市場の支配的地位を 濫用する行為の独占禁止統一法執行業務の責任を負う。

市場監督管理総局は独占禁止法 13 条 2 項の規定に基づき、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門(以下、省クラス市場監督管理部門)に本行政区域内の市場の支配的地位の濫用行為の独占禁止法執行業務の責任を負う権限を与える。

本規定にいう独占禁止法執行機関には、市場監督管理総局と省クラス市場監督管理部門が含まれる。

第3条 市場監督管理総局は、以下に掲げる市場の支配的地位乱用行為の調査・処分の責任 を負う:

- (1)省、自治区、直轄市を跨ぐ場合;
- (2)事件の情況が比較的に複雑、或いは全国に重大な影響がある場合;
- (3)市場監督管理総局が直接調査・処分する必要があると判断した場合。

前項に掲げる市場の支配的地位の濫用行為について、市場監督管理総局は省クラス市場監督管理部 門を指定して調査・処分できる。

省クラス市場監督管理部門は、授権に基づき市場の支配的地位の濫用行為を調査・処分するとき、当該部門の調査・処分の範囲に属さないことを発見した場合、或いは当該部門の調査・処分の範囲に属するが、市場監督管理総局が調査・処分する必要がある場合、速やかに市場監督管理総局に報告しなければならない。

第4条 独占禁止法執行機関が市場の支配的地位の濫用行為を調査・処分するとき、すべて の事業者を平等に扱わなければならない。

第5条 関連市場とは、事業者が一定期間に特定の商品或いはサービス(以下、商品と総称) について競争する商品範囲と地域範囲をいい、関連商品市場と関連地域市場を含む。

関連市場の定義では、需要者の視点から需要の代替性の分析を行わなければならない。供給の代替性が需要の代替性と同様に事業者の競争上制約を生じる場合、供給の代替性も考慮しなければならない。

関連商品市場の定義では、需要の代替性の観点から、需要者の商品価格などの要素変化に対

する反応、商品の特徴と用途、販売ルートなどの要素を考慮できる。供給の代替性の観点からは、他 の事業者の転産の難易度、転産後に提供される商品の市場競争力などを考慮できる。

プラットフォーム経済分野の関連商品市場の定義では、プラットフォームの一方の商品に基づき関連商品市場を定義できる、プラットフォームが関連する多国間商品に基づき、プラットフォーム全体を1つの関連商品市場に定義できる、或いはそれぞれ複数の関連商品市場を定義し、各関連商品市場間の相互関係と影響を考慮できる。

関連地域市場の定義では、需要の代替性の観点から、商品輸送の特徴とコスト、多くの需要者が商品を選択する実際の地域、地域間の貿易障壁などの要素を考慮できる。供給の代替性の観点からは、他の地域の事業者が商品を供給する適時性と実行可能性などの要素を考慮できる。

第6条 市場の支配的地位とは、事業者が関連市場内で商品の価格、数量或いはその他の取引条件を制御できる、或いは他の事業者の関連市場への参入能力を阻害、影響を及ぼすことができる市場での地位を備えていることをいう。

本条にいうその他の取引条件とは、商品の価格、数量以外に市場取引に実質的な影響を及ぼすことができるその他の要素をいい、商品の品種、商品の品質、支払条件、引渡方法、アフターサービス、取引の選択、技術的制約などを含む。

本条にいう他の事業者の関連市場への参入を阻害し、影響を及ぼすことができるには、他の 事業者の関連市場参入を排除、或いは他の事業者の合理的期間内の関連市場参入を遅延、或いは他の 事業者の当該関連市場参入できたがコストが大幅に増加、既存事業者との効果的競争ができなくす るなどの情況を起こすことを含む。

第7条 独占禁止法23条1項に基づき、事業者の関連市場における市場占有率を確定する場合、一定期間における事業者の特定商品の販売額、販売数量或いは関連市場でのその他の指標に占める割合を考慮できる。

関連市場の競争状況を分析し、関連市場の発展状況、既存の競争者の数と市場占有率、市場の集中度、商品の違いの程度、イノベーションと技術の変化、販売と調達のモデル、潜在的競争者の情況などの要素を考慮できる。

第8条 独占禁止法第23条第2項に基づき、事業者が販売市場或いは原材料調達市場の制御する能力を確定する場合、当該事業者のサプライチェーンの上流下流の市場を制御する能力、販売ルート或いは調達ルートを制御する能力、価格、数量、契約期間或いはその他の取引条件に影響及ぼす或いは決定する能力、及び企業の生産事業に必要な原料、半製品、部品、関連設備及び投入する必要のあるその他の資源を優先的に獲得できる能力などの要素を考慮できる。

第9条 独占禁止法23条3項に基づき、事業者の財務力と技術的条件を確定する場合、当該事業者の資産規模、収益能力、資金調達能力、研究開発能力、技術装備、技術イノベーションと応

用能力、所有する知的財産権など、及び当該財務能力と技術的条件がどのような方法と程度で当該事業者の業務拡大を促進或いは市場での地位を強固、維持などの要素を考慮できる。

第 10 条 独占禁止法 23 条 4 項に基づき、他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存 度を確定する場合、他の事業者と当該事業者との取引関係、取引量、取引継続期間、合理的時間内に 他の取引相手に変更する難易度などの要素を考慮できる。

第 11 条 独占禁止法 23 条 5 項に基づき、他の事業者の関連市場参入の難易度を確定する場合、市場アクセス、必要な資源獲得の難度、調達と販売ルートの制御情況、資金投入規模、技術の障壁、ブランドへの依存、ユーザー転換コスト、消費習慣などの要素を考慮できる。

第12条 独占禁止法23条と本規定7条から11条の規定に基づきプラットフォーム経済分野の事業者が市場の支配的地位を備えると認定する場合、関連業界の競争の特徴、ビジネスモデル、取引額、取引量、ユーザー数、ネットワーク効果、ロックイン効果、技術の特性、市場のイノベーション、トラフィック制御能力、関連データの把握と処理能力、関連市場における事業者の市場での力量などの要素を把握する。

第 13 条 2 つ以上の事業者が市場の支配的地位を備えると認定する場合、本規定 7 条から 12 条に規定される要素のほか、事業者の行為の一致性、市場構造、関連市場の透明性、関連商品の同質性の程度などの要素を考慮しなければならない。

第 14 条 市場支配的な地位を備える事業者が商品を不公平な高値で販売或いは不公平な安値で仕入れることを禁止する。

「不公平な高値」或いは「不公平な安値」を認定する場合、以下に掲げる要素を考慮できる:

- (1)販売価格或いは仕入価格が他の事業者が同一或いは類似の市場条件で同一商品を販売或いは仕入或いは比較可能な商品の価格より明らかに高い或いは明らかに低いか否か;
- (2)販売価格或いは仕入価格が同一事業者の他の同一或いは類似市場の条件の地域で同種の 商品或いは比較可能な商品を販売或いは仕入れる価格より明らかに高い或いは明らかに低いか否か;
- (3)コストが基本的に安定している情況で、正常な幅を超えて販売価格を上げる、或いは購入価格を下げたか否か;
- (4) 販売商品の値上げ幅がコスト増加幅より明らかに高い、或いは仕入商品の値下幅が取引 相対方のコストの低下幅より明らかに高いか否か;
 - (5) 考慮すべきその他の関連要素。

プラットフォーム経済分野に関連する場合、プラットフォームは、多国間市場における各関 連市場間の原価関連情況とその合理性に関連することも考慮できる。

市場条件が同一或いは類似していると認定する場合、ビジネスモデル、販売ルート、需給の

情況、監督管理の環境、取引の段階、コストの構造、取引情況、プラットフォーム類型などの要素を 考慮しなければならない。

第 15 条 市場支配的な地位を備える事業者が正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を 販売することを禁止する。

原価を下回る価格で商品を販売すると認定する場合、価格が平均可変原価を下回るかどうかを重点的に考慮しなければならない。平均可変原価トとは、生産される商品の数量の変化に伴い変動する単位当たりの原価をいう。プラットフォーム経済分野に関連する場合、プラットフォームは、多国間市場における各関連市場間の原価関連情況とその合理性に関連することも考慮できる。

本条にいう「正当な理由」には、以下の事由が含まれる:

- (1) 生鮮商品、季節商品、有効期限が間もなく切れる商品或いは滞貨商品を値下処理する:
- (2)債務返済、転産、休業により商品を値下販売する;
- (3) 合理的な期限内に新商品を普及させるために販促する;
- (4) 行為に正当性があることを証明できるその他の理由。

第 16 条 市場の支配的地位を備える事業者が正当な理由はなく、取引相手との取引を以下 に掲げる方法で拒否することを禁止する:

- (1)取引相手との既存取引量を実質的に削減する;
- (2)取引相手との既存取引を遅延、中断する;
- (3)取引相手と新規の取引を拒否する:
- (4)取引相手が受け入れにくい価格、取引相手から商品を買い戻す、取引相手とその他の取引などに制限条件を設けることを通じ、取引相手に取引を行うことを難しくする:
- (5)取引相手が生産事業活動において、必要な施設を合理的な条件で使用することを拒否する。

前項第 5 項に基づき事業者の市場の支配的地位の濫用を認定するとき、合理的な投資による別の投資による建設或いは別の開発による当該施設の建設の実行可能性、取引相手の生産経営活動での当該施設への依存度、当該事業者が当該施設を提供する可能性及び自らの生産事業活動に及ぼす影響などの要素を総合的に考慮しなければならない。

本条にいう「正当な理由」には、以下に掲げる事由が含まれる:

- (1)不可抗力などの客観的原因で取引できない;
- (2)取引相手に不良な信用記録或いは事業状況が悪化などの情況があり、取引の安全に影響を及ぼす:
 - (3) 取引相手と取引を行うことが事業者の利益に不当な減損を発生させる;
- (4)取引相手は公平、合理、非無差別のプラットフォーム規則を明確に表示或いは実際に遵守しない;
 - (5) 行為に正当性を備えることを証明できるその他の理由。

第 17 条 市場の支配的地位を備える事業者が正当な理由なく、以下に掲げる取引制限行為 に従事することを禁止する:

- (1)取引相手をその取引のみに制限する;
- (2)取引相手をその指定された事業者とのみの取引に制限する;
- (3)取引相手を特定の事業者との取引を制限する;

上記の取引制限行為の従事は直接の制限でもよく、懲罰的或いは奨励的措置などの方法で偽装の制限でもよい。

本条にいう「正当な理由」には、以下に掲げる事由が含まれる:

- (1)製品の安全性要件を満たすために必要である;
- (2)知的財産権、営業秘密或いはデータセキュリティの保護に必要である:
- (3)取引に対して行われた特定の投資を保護するために必要である;
- (4)プラットフォームの合理的なビジネスモデルを維持するために必要である;
- (5) 行為に正当性を備えることが証明できるその他の理由。

第 18 条 市場の支配的地位を備える事業者が正当な理由なく商品を抱合せ(搭售、搭卖) 販売する、或いは取引時にその他の不合理な取引条件を付加することを禁止する:

- (1)取引慣行、消費習慣に違反、或いは商品の機能を無視、契約条項或いはポップアップウィンドウ、操作に必須の手順など取引相手が選択、変更、拒否しにくい方法を利用、異なる商品を同梱して販売或いは組合せて販売する;
- (2)契約期間、支払方法、商品の運送及び納品方法或いはサービスの提供方法などに不合理な制限を付加する:
 - (3) 商品の販売地域、販売対象、アフターサービスなどに不合理な制限を付加する;
 - (4) 取引時に価格以外の不合理な費用を付加する;
 - (5) 取引対象に無関係な取引条件を付加する。

本条にいう「正当な理由」には、以下に掲げる事由が含まれる:

- (1)正当な業界慣例と取引習慣に適合する:
- (2) 製品の安全性要件を満たすために必要である;
- (3)特定の技術を実現するために必要である;
- (4)取引相手と消費者の利益を保護するために必要である;
- (5) 行為に正当性を備えることが証明できるその他の理由。

第 19 条 市場の支配的地位を備える事業者が正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対する取引条件において以下に掲げる差別的待遇を適用することを禁止する:

- (1) 異なる取引価格、数量、品種、品質等級を適用する;
- (2) 異なる数量割引などの優遇条件を適用する;

- (3) 異なる支払条件、引渡方法を適用する:
- (4) 異なる修理保証内容と期限、メンテナンス内容と期間、部品供給、技術指導などのアフターサービスの条件を適用する。

条件が同一とは、取引相手との間に取引の安全、取引コスト、規模と能力、信用状況、現状の取引の段階、取引の継続期間などの面で実質的に取引に影響するほどの差がないことをいう。取引中に法に基づき獲得した取引相手の取引データ、個別の嗜好、消費習慣などの面に存在する差異は、取引相手の条件が同一の認定に影響しない。

本条にいう「正当な理由」には、以下に掲げる事由が含まれる:

- (1)取引相手の実際の需要に基づくとともに正当な取引慣行と業界慣例に適合し、異なる取引条件を適用している:
 - (2) 新規ユーザーの初回取引に対する合理的な期限内に優遇活動を実施している:
- (3) 公平、合理、非無差別のプラットフォーム規則に基づくランダムな取引を実施している;
 - (4) 行為に正当性を備えることが証明できるその他の理由。

第 20 条 市場監督管理総局がその他の市場の支配的地位の濫用行為を認定する場合、同時 に以下に掲げる条件に適合しなければならない:

- (1)事業者は市場の支配的地位を備えている;
- (2)事業者は競争行為を排除、制限している;
- (3)事業者が関連行為を実施する正当な理由を備えていない;
- (4)事業者関連行為は市場競争に排除、制限する影響を備えている。

第 21 条 市場の支配的地位を備える事業者は、データと計算方法、技術及びプラットフォーム規則などを利用し、本規定 14 条から 20 条に規定される市場の支配的地位の濫用行為に従事してはならない。

第 22 条 独占禁止法執行機関は、本規定 14 条でいう「不公平」と 15 条から 20 条でいう 「正当な理由」を認定する場合、さらに以下に掲げる要素を考慮しなければならない:

- (1) 関連行為は法律、法規に規定されているか否か;
- (2) 関連行為は国家の安全、ネットワークの安全などの面に影響を及ぼすか否か;
- (3) 関連行為は経済の運営効率、経済成長に影響を及ぼすか否か;
- (4) 関連行為は事業者の正常な事業及び正常な利益の実現に必要か否か;
- (5) 関連行為が事業者の業務の発展、将来の投資、イノベーションに及ぼす影響:
- (6) 関連行為が取引相手或いは消費者に利益をもたらすことができるか否か;
- (7) 関連行為が社会の公共の利益に及ぼす影響。

第23条 水道、電気、ガス、暖房、電気通信、ケーブルテレビ、郵便、交通輸送などの公 共事業分野の事業者は、法に基づき事業しなければならず、その市場の支配的地位を濫用して消費者 の利益と社会公共の利益を損なってはならない。

第24条 独占禁止法執行機関は職権に基づき、或いは通報、上級機関からの引渡、他の機関からの移送、下級機関の報告、事業者の自発的報告などのルートを通じ、市場の支配的地位の被疑濫用行為を発見する。

第25条 通報が書面形式を採るとともに関連事実と証拠が提供された場合、独占禁止法執 行機関は必要な調査を行わなければならない。書面による通報は、通常以下に掲げる内容を含まなけ ればならない:

- (1)通報者の基本情況;
- (2)被通報者の基本情況;
- (3) 市場の支配的地位の被疑濫用行為の関連事実と証拠;
- (4) 同一の事実について他の行政機関に通報或いは人民法院に起訴しているか否か。

独占禁止法執行機関は業務の必要性に応じ、通報者に通報資料の補充を求めることができる。

書面形式を採った実名通報に対して、独占禁止法執行機関は事件の調査処理の完了後、通報者の書面による求め基づいて法に基づき通報処理結果を応答できる。

第 26 条 独占禁止法執行機関は、市場の支配的地位の被疑濫用行為に対する必要な調査を 経て、以下に掲げる条件に適合する場合、立件しなければならない:

- (1) 市場の支配的地位の濫用行為を証明する初歩的証拠がある:
- (2)本部門の調査・処分範囲に属する;
- (3) 行政処罰を与える法定期限内である。

省クラスの市場監督管理部門は立件日から 7 営業日以内に市場監督管理総局に記録を届出なければならない。

第 27 条 市場監督管理総局は市場の支配的地位の濫用行為を調査・処分するとき、省クラス市場監督管理部門に調査を委託できる。

省クラス市場監督管理部門は市場の支配的地位の濫用行為を調査・処分するとき、下級の市場監督管理部門に調査を依頼できる。

委託を受けた市場監督管理部門は委託範囲内を、委託機関の名義で調査を実施し、他の行政 機関、組織或いは個人に調査を委託してはならない。

第28条 省クラス市場監督管理部門は市場の支配的地位の濫用行為を調査・処分するとき、

必要に応じ関連する省クラス市場監督管理部門に調査を協力してもらうことができる。関連する省クラス市場監督管理部門はこれに協力しなければならない。

第29条 独占禁止法執行機関が支配的地位の濫用行為に対し行政処罰を行う場合、行政処 罰決定前に、書面で当事者に作成する行政処罰の内容及び事実、理由、根拠を通知するとともに、当 事者が法に基づき享有する陳述権、弁明権とヒアリングを要求する権利を通知しなければならない。

第30条 独占禁止法執行機関は、当事者に作成する行政処罰決定の通知後、当事者の意見 を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由、証拠を再検討しなければならない。

第31条 独占禁止法執行機関は、市場の支配的地位の濫用行為に対し行政処罰決定を下し、 法に基づき行政処罰決定書を作成するとともに、本部門の印鑑を押印しなければならない。

行政処罰決定書には以下に掲げる内容が含まれる:

- (1) 当事者の姓名或いは名称、住所などの基本情況:
- (2)事件の出所及び調査経緯;
- (3) 法律、法規、規則に違反した事実と証拠;
- (4) 当事者の陳述、弁明の採用情況及び理由;
- (5) 行政処罰の内容と根拠:
- (6) 行政処罰の履行方法と期限:
- (7) 行政再審申請、行政訴訟提起の方法と期限;
- (8) 行政処罰の決定を下した独占禁止法執行機関の名称と決定を下した日付。

第32条 市場の支配的地位の被疑濫用事業者は、被調査期間に、調査中止の申請を提出し、 独占禁止法執行機関が承認した期間内に行為の影響除去のために具体的な措置を講じることを承諾 できる。

調査中止申請は書面で提出するとともに、事業者の責任者の署名、捺印しなければならない。 申請書には以下に掲げる事項を明記しなければならない:

- (1) 市場の支配的地位の被疑濫用行為の事実;
- (2) 行為の結果の除去ための具体的な措置を講じることの承諾;
- (3)承諾履行期限;
- (4) 承諾が必要なその他の内容。

第33条 独占禁止法執行機関は、調査対象事業者の調査中止申請に基づき、行為の性質、 持続期間、結果、社会的影響、事業者が承諾した措置及びその期待される効果など具体的情況を考慮 した後、調査中止の是非を決定する。

独占禁止法執行機関は、市場の支配的地位の被疑濫用行為に対する調査、確認後、市場の支

配的地位の濫用行為を構成すると判断した場合、調査を中止してはならず、法に基づき処理決定を下さなければならない。

第34条 独占禁止法執行機関が調査の中止を決定した場合、調査中止決定書を作成しなければならない。

調査中止決定書は、被調査事業者の市場の支配的地位の被疑濫用行為の事実、承諾の具体的な内容、影響の除去の具体的な措置、承諾履行期限及び承諾の未履行或いは未完全履行の法律結果などの内容を記載しなければならない。

第35条 調査中止を決定した場合、独占禁止法執行機関は事業者の承諾履行情況を監督しなければならない。

事業者は規定の期限内に独占禁止法執行機関に書面で履行情況を報告しなければならない。

第36条 独占禁止法執行機関は、事業者が承諾を履行したことを確定した場合、調査の中 止を決定し、調査中止決定書を作成できる。

調査中止決定書は、被調査事業者の市場の支配的地位の被疑濫用行為の事実、調査中止決定を下した状況、承諾の具体的な内容、承諾履行情況、監督情況などの内容を記載しなければならない。 以下に掲げるいずれかの場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (1)事業者が承諾を未履行或いは未完全履行の場合;
- (2)調査中止決定を下した根拠となる事実に重大な変化が生じた場合;
- (3)調査中止決定が事業者の提供した不完全或いは不実の情報に基づいて下された場合。

第37条 事業者が本規定に違反した疑いがある場合、独占禁止法執行機関はその法定代表 者或いは責任者に対しインタビューできる。

インタビューは、事業者が市場の支配的地位の濫用の疑いの問題を指摘し、情況説明を聴取 し、注意を喚起する会話を進めるとともに、改善措置の提出、行為の有害な結果の除去を要求できる。 事業者は、独占禁止法執行機関の要求に基づき改善を行い、行為の有害な結果の除去の具体的な措置、 履行期限などを提出するとともに書面による報告書を提出しなければならない。

第38条 省クラス市場監督管理部門は、これに行政処罰しない決定、調査中止の決定、調査再開の決定、調査中止の決定或いは行政処罰の告知前に、市場監督管理総局に報告し、市場監督管理総局の指導と監督を受けなければならない。

省クラス市場監督管理部門は、被調査事業者に行政処罰しない決定書、調査中止の決定書、 調査再開の決定書、調査中止の決定書或いは行政処罰の決定書を送付後、7 営業日以内に市場監督管理総局に届出なければならない。 第39条 独占禁止法執行機関は、行政処理の決定を下した後、法に基づき社会に公表する。 行政処罰情報は、法に基づき国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

第40条 市場監督管理総局は、省クラス市場監督管理部門の市場の支配的地位の濫用行為の調査・処分に対する指導と監督を強化し、法執行の手順と基準を統一しなければならない。 省クラスの市場監督管理部門は、市場監督管理総局の関連規定に厳格に従い独占合意事件を調査・処分しなければならない。

第 41 条 事業者が市場の支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止、違法所得の没収を命じるとともに、前年度販売額の 1%以上 10%以下の罰金を科す。 独占禁止法執行機関が具体的な罰金額を確定する場合、違法行為の性質、程度、持続期間、違法行為の結果を除去の情況などの要素を考慮しなければならない。

本規定に違反し、情状が特に重大で、影響が特に劣悪で、特に重大な結果をもたらした場合、 市場監督管理総局は、第1項に規定される罰金額の2倍以上5倍以下で具体的な罰金額を確定でき る。

事業者が行政機関と法律、法規により授権した公共事務を管理する機能を有する組織とが行政権力を乱用し市場の支配的地位を濫用した場合、第1項の規定に従い処理する。事業者が行政機関と法律、法規により授権した公共事務を管理する機能を有する組織から行政権力を濫用し市場の支配的地位の濫用を強制或いは偽装強制されたことを証明できる場合、法に基づき処罰を軽減或いは減軽できる。

第42条 独占禁止法執行機関の職員が職権乱用、職務怠慢、私情にとらわれて不正行為を 行い、法執行過程で知り得た営業秘密、プライバシー及び個人情報を漏洩した場合、関連規定に基づ き処理する。

第43条 独占禁止法執行機関が調査期間中に発見した公務員の職務違反、職務犯罪の疑い の証拠は、速やかに規律検査・監察機関に移管しなければならない。

第44条 本規定が市場の支配的地位の濫用行為の調査、処罰手順について規定していない場合、「市場監督管理行政処罰手順規定(市场监督管理行政处罚程序规定)」に基づき執行し、期限、立件、事件管轄に関する規定は除く。

独占禁止法執行機関が行政処罰聴聞会を組織した場合、「市場監督管理行政処罰聴聞弁法(市 场监督管理行政处罚听证办法)に基づき執行する。

第45条 本規定は2023年4月15日から施行する。2019年6月26日に国家市場監督管理

総局令第 10 号が公布した「市場の支配的地位の濫用禁止行為暫定規定(禁止滥用市场支配地位行为 暂行规定)」は同時に廃止する。

出所:国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://gkml.samr.gov.cn/nsig/fgs/202303/t20230320 353971.html

※本資料は株式会社 KyK インターナショナルの協力の下ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロ及び株式会社 KyK インターナショナルが保障するものではないことを予めご了承下さい。